

今治市愛顔の子育て応援事業実施要綱

平成29年4月1日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもを安心して生み育てられることができる環境を整えるため、愛媛県愛顔の子育て応援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）及び愛媛県愛顔の子育て応援事業費補助金交付要領（以下「県要領」という。）に基づき、子育て世帯への経済的支援を行う今治市愛顔の子育て応援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 平成29年4月1日以後に出生（死産は除く。）した満1歳に満たない者であって、同一世帯における第2子以降のもののうち、応援券交付時に本市に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (2) 保護者 対象乳児の親権を行う者又は後見人でその者を現に監護し、その者と生計を同じくするものであって、本市に居住し、本市の住民基本台帳法第5条に規定する住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (3) 対象製品 愛媛県と覚書を取り交わした企業が生産した乳幼児用紙おむつ製品であって、愛媛県が別に定めるものをいう。
- (4) 応援券 対象製品の購入費用に充てることができる「今治市愛顔っ子応援券」をいう。
- (5) 登録店舗 本市が登録した応援券が利用できる店舗をいう。

(助成の対象)

第3条 応援券の交付対象は、対象乳児の保護者とする。

(応援券の交付申請)

第4条 対象乳児の保護者（以下「交付対象者」という。）は、応援券の交付を受けようとするときは、「今治市愛顔っ子応援券」交付（変更）申請書（別記様式第1号）に、交付対象者の免許証等の本人確認書類及び出生届出済証明欄に出生地の市区町村長の印が押印されている対象乳児の母子健康手帳を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、交付対象者が県要綱及び県要領に基づき愛媛県の補助金を受けて実施する子育て応援事業（以下「県補助事業」という。）を行う県内他市町から転入し、転入前市町から愛顔っ子応援券（以下「他市町応援券」という。）の交付を受けているときは、当該交付対象者の免許証等の本人確

認書類に他市町応援券を添えて、申請を行うことができる。

- 2 前項の規定による申請は、当該対象乳児の誕生日から1歳の誕生日の前日（同項後段の場合は、他市町応援券の有効期限）までに行わなければならない。

（応援券の交付）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、応援券を交付することが適当であると認めるときは、対象乳児の母子健康手帳に、応援券を交付済であることを記載のうえ、交付対象者に応援券を交付するものとする。

- 2 応援券は、1枚につき1,000円分の対象製品と交換できるものとする。
- 3 市長は、応援券50枚を1セットとし、対象乳児1人に対して1セットを限度として交付するものとする。
- 4 応援券の有効期限は、交付した年度の翌年度末日までとする。
- 5 応援券の再交付は、行わない。ただし、汚損又は破損した応援券については、「今治市愛顔っ子応援券」と認識できる場合に限り、当該応援券と引き換えに応援券を再交付することができるものとする。

（応援券の利用等）

第6条 応援券の交付を受けた交付対象者（以下「受給者」という。）は、登録店舗で対象製品を購入する際に、応援券を利用することができる。ただし、購入する対象製品の総額が利用しようとする応援券の額面の総額を下回る場合は、利用することができない。

- 2 受給者は、購入する対象製品の総額と利用しようとする応援券の額面との差額を支払わなければならない。

（記載事項の変更）

第7条 受給者は、申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに申請書により市長にその旨を届け出なければならない。

（応援券の返還等）

第8条 受給者は、対象乳児が死亡し、市外へ転出（愛媛県内の愛顔の子育て応援事業を実施している市町への転出を除く。）し、又は対象乳児について本事業以外の他の制度により、紙おむつの購入若しくは支給に関する助成を受けられるようになったときは、「今治市愛顔っ子応援券」返還届出書（別記様式第2号）を添えて、速やかに応援券を返還しなければならない。

- 2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があった場合は、応援券の返還を命ずることができる。

（1）対象乳児が、死亡し、又は市外に転出したとき。ただし、県補助事業を行う県内他市町に転出する場合は、この限りではない。

- (2) 正当な理由なく前条又は前項の届出を怠ったとき。
- (3) 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- (4) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- (5) 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。
- (6) その他応援券の交付に関する市長の指示を遵守しないとき。

2 市長は、受給者が前項第3号から第5号までのいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録店舗等)

第9条 応援券を利用できる店舗として登録を受けようとする者は、「今治市愛顔っ子応援券」利用可能店舗登録(変更)申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、応援券を利用できる店舗として適当と認めるときは、「今治市愛顔っ子応援券」を利用可能な店舗として登録し、「今治市愛顔っ子応援券」利用可能店舗登録書(別記様式第4号)を交付するものとする。

3 前項の登録書の交付を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、第1項の申請書に記載した事項に変更等があったときは、「今治市愛顔っ子応援券」利用可能店舗登録(変更)申請書により市長に届け出なければならない。

(登録店舗の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかの場合には、登録の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 登録店舗が業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 登録事業者が登録の取消しを申し出たとき。
- (3) 登録店舗の故意による応援券の不正使用等があったとき。
- (4) 登録事業者が虚偽その他不正の行為により、次条の請求を行ったとき。
- (5) その他応援券の交換に関する市長の指示を登録店舗が遵守しないとき。

2 市長は、登録店舗が前項第3号又は第4号の規定により登録の取消しを受けた場合において、必要があると認めたときは、当該登録店舗の登録申請を行った登録事業者が受領した応援券に対して支払いを行った助成金の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 登録店舗は、第1項の規定による登録の取消しにより損害が生じたとしても、その賠償を市長に請求することができないものとする。

4 第1項の規定により市長が登録を取り消した場合において、登録を取り消された登録店舗が既に受領した応援券を有する場合は、当該登録を取り消された店舗の登録申請を行った登録事

業者は、当該応援券に係る助成金の請求を行うことができるものとする。

(助成金の請求手続)

第11条 登録事業者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、翌月の20日までに今治市愛顔の子育て応援事業助成金交付請求書（別記様式第5号）を添えて、市長に請求するものとする。

(台帳の整備)

第12条 市長は、事業に関する台帳を備え、応援券の交付状況等所要の事項を記載しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

「今治市愛顔っ子応援券」返還届出書

（宛先）今治市長

届出者 住所
 （保護者）
 氏名
 電話番号

今治市愛顔の子育て応援事業実施要綱の規定に基づき、今治市愛顔っ子応援券の返還を届け出ます。

対象乳児	氏 名	生年月日 年 月 日	
保 護 者 (交付対象者)	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ	保護者氏名	保護者から見た 対象乳児の続柄 (第 子)
返還事由	<input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> 県外へ転出 <input type="checkbox"/> その他 ()		返還する応援券の枚数 _____枚
返還事由の発生（予定）日 ・ 年 月 日			
備 考（窓口に来られた方）			
確認〔免・保・個・その他()〕			

別記様式第3号(第9条関係)

「今治市愛顔っ子応援券」利用可能店舗登録（変更）申請書

年 月 日

(宛先) 今治市長

申請者の住所
又は所在地

名称及び代表者名

電話番号

今治市内の下記の店舗について、「今治市愛顔っ子応援券」を利用できる店舗として登録を受けたいので、今治市愛顔の子育て応援事業実施要綱第9条第1項（第3項）の規定により（変更）申請します。

なお、申請に当たり今治市愛顔の子育て応援事業実施要綱を遵守することを誓約します。

記

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス	申請の区分

※「申請の区分」欄には、申請内容に基づき次のとおり記載すること。

「新規登録申請」の場合 「登録」
「登録済店舗の内容変更」の場合 「変更」
「登録店舗の廃止」の場合 「廃止」
「登録店舗の追加」の場合 「追加」

担当者

職（担当）

氏名

電話番号

第 号
年 月 日

「今治市愛顔っ子応援券」利用可能店舗登録書

(代 表 者) 様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった下記の店舗については、今治市愛顔の子育て応援事業実施要綱第9条第2項の規定により、「今治市愛顔っ子応援券」を利用することができる店舗として登録する。

記

1 登録事業者番号 第 号

2 登録された店舗

No.	店舗名	住所	電話番号 メールアドレス

年 月 日

(宛先) 今治市長

請求者の住所
又は所在地

名称及び代表者名

今治市愛顔の子育て応援事業助成金交付請求書

年 月 日 第 号で登録を受けた店舗において受領した応援券について、
下記のとおり集計しましたので、今治市愛顔の子育て応援事業実施要綱第 11 条の規定に基
づき、応援券【今治市保管用】を添えて請求します。

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---

ただし、対象月 年 月分
助成券 枚 × 助成額 1,000 円として

記

各登録店舗受領状況

No.	店舗名	住所	使用枚数 (枚) (A)	金額 (円) (B) = (A) × 1,000
合計				

担当者

職 (担当)

電話番号

氏名

